くほう 労働者支援だより





日曜労働相談会のご案内



解雇、賃金未払い、いじめやパワハラなど、労働問題に関するご相談を お受けします。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

相談無料

(日時) 令和5年6月25日(日)

10:00~18:00まで(受付は17:30まで)

福岡県筑豊労働者支援事務所 【場 所】

飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎 別館2階

【電 話】 0948-22-1149

◎予約優先(予約なしでも可)。

お気軽に ご相談ください

秘密厳守

◎来所のほか、電話相談もお受けしています。 (労働者・使用者いずれの相談も対応いたします。)

◎相談内容によっては、弁護士と連携した相談も行います。

県内企業・事業所の皆様

★参加無料

★要事前申込

~人材確保と生産性向上につなげる! ~~ 働き方改革「基本セミナー &事例報告会」 のご案内

-)「人材確保と生産性向上」のためには、一人ひとりが多様な働き方を選択でき、その意欲と能力 を発揮できる魅力ある職場づくりが不可欠です。
- ▶セミナー参加企業のうち希望者(県内4会場で50社まで)を対象に、働き方改革に精通した アドバイザーによる魅力ある職場づくりに向けた個別支援を実施します。

【日 時】 令和5年7月20日(木) 13:00~16:30

【場 所】《筑豊会場》福岡県立飯塚研究開発センター(飯塚市川津680-41) ※会場またはオンラインでご参加いただけます。

【内 容】 ①基本セミナー 働き方改革の必要性や計画づくりの手法等が学べるセミナー ②事例報告会 開催地域の地元企業による事例報告及び講師による事例紹介

【定 員】会場:20名 オンライン:80名

【その他】 福岡会場(7月26日)、北九州会場(7月14日)、筑後会場(7月25日)でも開催

【申込方法】 ホームページ(fukuoka-hatarakikata.com)、または右のQRコード FAX: 092-721-9665

【問合せ先】令和5年度働き方改革地域実践事業運営事務局(ヒューマンアカデミー株式会社) ■ TEL 092-713-8631



労働相談(無料)のお知らせ

筑豊労働者支援事務所では、労働条件、解雇、職場のいじめなどの労働問題について の相談をお受けしています。労働者及び使用者どちらからの相談にも対応しています。

労	※予約不要	月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15	筑豊労働者支援事務所 相談電話 福岡県飯塚総合庁舎 0048 22	相談電話 0948-22
働相		毎週水曜日 20:00まで (祝日の場合は翌日)	別館2階 -1149 飯塚市新立岩8番1号 -1149	
談	メール相談	随時受付※回答は電話等で行います	専用メールアドレス chikuhou-rso@pref.fukuoka.lg.jp	

★出張労働相談も実施しています。(前日12時までの予約が必要です。)

直方市:毎月第3火曜日 13:00~16:00【会場:直方市役所 1階 市民相談室】 田川市:毎月第4水曜日 13:00~16:00【会場:田川市役所内会議室】

※直方市、田川市、嘉麻市では事前にお申し込みいただければ、上記日程以外でも相談を受付けて

★職場の悩み相談(女性対象、前日12時までの予約が必要です。)

飯塚市:毎月第1水曜日 10:00~12:00【会場:イイヅカコミュニティセンター】 予約電話番号 0948-22-7058 (飯塚市男女共同参画推進センター・サンクス)

今後予定している労働相談会

名 称	日時	
職場のハラスメント集中相談会	9月27日(水)、28日(木) 9:00~20:00	
日曜労働相談会	11月19日(日) 10:00~18:00	
解雇・雇止め集中相談会	令和6年2月20日(火)、21日(水) 9:00~20:00	



※会場は、いずれも筑豊労働者支援事務所です。

このほか、管内市町村と共催で労働相談会を開催予定です。詳しくは日程が決まり次第、 市町村広報誌や県ホームページでお知らせします。

中小企業の皆さん!ご確認ください!



月60時間超の時間外労働の割増賃金率が変更されました。

中小企業の月60時間超の時間外労働に 対する割増賃金率が、<u>令和5年4月1日</u> から、25%から50%になりました。

※月60時間を超える時間外労働を深夜 (22時~5時)の時間帯に行った場合、 割増賃金率は75% (深夜割増25%+ 時間外割増50%)となります。

詳しくはこちらをご参照ください。

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% (2010年4月から適用) 中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 【1日8時間・1週40時間 を超える労働時間		
	60時間以下	60時間超	
大企業	25%	50%	
中小企業	25%	25%	

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%
		_

働き方を見直す取組を 宣言しましょう! 実行しましょう!

よかばい・かえるばい企業 参加事業所 募集!



「よかばい」は、「余暇【よか】を増やす年休取得推進」と 「良い【=よか】(good)」という意味、

「かえるばい」 は、「定時退社【=かえる】して残業を削減する」 と 「変える【かえる】 (change) 」 という意味、 ダヨ!

宣言するメリットはありますか?

- ・ハローワーク求人票に「働き方改革に取り組む企業」としてPRできます。
 - ☞ 求職者にイメージアップ!
- 「ふくおか県政推進サポート資金」の融資対象です。
 - ② 県の推進施策へ参画する中小企業への事業資金の融資です。
- ・県の **競争入札** 参加資格審査の「地域貢献活動評価」の**加点**対象です。
 - ③ 「5 雇用拡大」と「36 働き方改革の推進」が対象。他にも要件があります。… etc.

もちろん、御社の皆様の笑顔が、一番のメリットです!

宣言の例 としては、

- ○年次有給休暇を取りやすい職場にします!
- ○業務効率化を図り、時間外労働を削減します!
- ○子育、介護をしながら働き続けられる職場にします!
- 〇コミュニケーションを深め笑顔で成長できる職場にします!

詳細、参加申込は**右下のQRコード**、または、 **働き方かえるばい** 検索 C

御社にご説明にも**お伺い**します。

福岡県筑豊労働者支援事務所

山下・大塚 まで **お電話を**。

TEL: 0948-22-1149



県内企業・事業所の皆様

雇用関係助成金の説明会が開催されます。

参加無料 要申込

福岡県と福岡労働局は、「雇用関係助成金説明会」を開催します。

テーマごとの参加も可能です。オンラインも含めて定員がありますので、お早めにお申込みください。

<テーマ> 令和5年度の雇用関係助成金の概要を知ろう!(オンラインのみ)

6月8日(木)、9月19日(火)、9月26日(火) 14:00~15:30 ※各回、同一内容。

<テーマ> 人材開発支援助成金を活用しよう! (オンライン同時開催)

7月11日(火) 13:30~15:20 直方総合庁舎

会場では**社会保険労務士**による**個別相談会**も実施します。 (15:25~16:25、希望者のみ) ※6月20日(火)、6月27日(火)、7月4日(火)、10月24日(火)、11月7日(火)には他の会場でも実施されます。

<テーマ> 業務改善助成金を活用しよう! (オンライン同時開催)

9月5日(火) 14:00~15:00 飯塚総合庁舎 【中小企業事業者対象】

会場では**社会保険労務士**による**個別相談会**も実施します。 (15:05~16:05、希望者のみ)

※8月22日(火)、8月24日(木)、8月29日(火)、9月8日(金)、9月12日(火)には他の会場でも実施されます。

詳細、参加申込は、右のQRコード、または、

福岡県 雇用関係助成金説明会

検索に

【説明会のお問合せ先】

福岡県福祉労働部労働局労働政策課

TEL: 092-643-3587



~ 働くときの基礎知識

交付していますか? もらっていますか? 労働条件通知書



★人を雇う・働く = 労働契約を結ぶ

人を雇用したり、働いたりするうえで重要なことは、賃金や労働時間をはじめとする労働条件です。 双方で労働条件を確認し、働く約束を結ぶことを「労働契約」といいます。労働契約そのものは口頭 でも有効とされますが、できる限り契約書等の取り交わしが望まれます。

この条件で雇います!!



労働契約

労働力の提供 対価としての賃金



★労働契約時に使用者が明らかにしなければいけない条件があります

労働条件通知書の交付

労働契約を結ぶ場合、労働契約書の作成までは義務 付けられていませんが、一定の事項(下記)につ いては書面等(労働条件通知書)によって明示しな ければなりません(労働基準法15条)。

「正社員」だけでなく、「パートタイム労働者」 「有期雇用労働者」「派遣労働者」「アルバイト」

「言った」、「言わない」、「聞いてない」、 が労働関係のトラブルには多く見られます。 労働条件通知書をきちんと作成・交付するこ とで、使用者・労働者ともにトラブルを未然 に防ぐことにもつながります。

など、雇用形態に関係なくすべての労働契約に必要となります。

【契約時に使用者が明らかにしなければならない条件】

- 1 労働契約の期間 *期間の定めがある場合はその期間、定めがない場合はその旨を明示
- 2 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- *有期労働契約を更新しないことが明らかな場合は不要

- 3 就業場所、従事する業務
- 4 始業及び終業時刻、休憩時間、休日、休暇
- 5 所定労度時間を超える労働の有無及び交替制勤務の場合の就業時転換(交替制勤務のルール等)に関すること
- 6 賃金の決定、計算、支払いの方法、賃金の締切、支払い時期、昇給に関する事項
- *昇給については書面での明示ではなくてもよいとされています

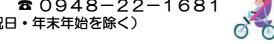
- 7 退職に関すること (解雇の事由を含む)
 - *パート・有期雇用労働者は上記に加えて、昇給・退職手当・賞与の有無、相談窓口についても明示が必要です

子育て女性の働きたい!を応援します!

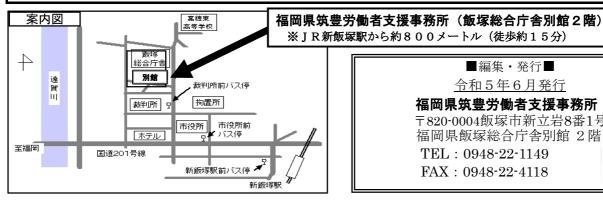


働きたい女性の就職に関するご相談をお受けし、お仕事を紹介します

子育て女性就職支援センター **☎**0948-22-1681 (月~金曜 8:30~17:15 祝日・年末年始を除く)







※JR新飯塚駅から約800メートル(徒歩約15分)

編集・発行 令和5年6月発行

福岡県筑豊労働者支援事務所

〒820-0004飯塚市新立岩8番1号 福岡県飯塚総合庁舎別館 2階

TEL: 0948-22-1149 FAX: 0948-22-4118

